

せい かつ ほ ご キューアンドエー
生活保護の Q & A



〒619-0286

きょうとふ ぎ づ が わ し き づ み な み が い と ばん ち
京都府木津川市木津南垣外 1 1 0 番地 9

き づ が わ し ふ く し じ む し ょ か ほ ご が か り
木津川市福祉事務所 くらしサポート課 保護係

でんわ 0774-79-0307 (直通) ちよくつう

0774-72-0501 (代表) だいひょう

F A X 0774-75-2083

も く じ

1. 生活保護申請について（Q 1～5）

p 2～

- Q1 生活保護を申請できるのは、どのような場合？
- Q2 土地や家、車などを持っていると生活保護を申請できないの？
- Q3 医療費に対する支援のみの生活保護を受けられるの？
- Q4 多重債務を抱えている場合、生活保護を申請することはできるの？
- Q5 生活保護が決定した場合、生活保護費はいくら支給されるの？

2. 生活保護受給中について（Q 6～15）

p 5～

- Q6 生活保護受給中、どのような場合に届け出をする必要があるの？
- Q7 今まで支払っていた税金などは、生活保護が決定した場合、どうなるの？
- Q8 申告が必要な収入とは？
- Q9 収入申告は世帯主のみがすればいいの？得た収入分、生活保護費が減るの？
- Q10 高校生のアルバイト収入についても、成人の場合と同様に収入認定されるの？
- Q11 消費者金融や知人からの借入金は収入になるの？
- Q12 生活保護受給中に仕事が決まったら、すぐに生活保護は廃止になるの？
- Q13 子どもの大学進学にかかる費用は生活保護費で出るの？
- Q14 ケースワーカーに秘密を知られるのは不安に感じる。秘密は守られるの？
- Q15 生活保護受給中に行われる指導・指示は、どのようなときにされるの？

3. 医療・介護について（Q 16～19）

p11～

- Q16 通院にかかる交通費は生活保護費で出るの？
- Q17 医師からコルセットを作成するよう指示があった場合、その費用はどうなるの？
- Q18 生活保護の医療扶助を利用して整形外科を受診することはできるの？
- Q19 介護サービスを利用する場合、生活保護受給中に自己負担金は発生するの？

1 生活保護申請について

Q 1. 生活保護を申請できるのは、どのような場合ですか。

A 1.

生活保護は国民の権利としてどなたでも申請することができ、生活に困窮されていて、生活保護法の定める要件を満たす場合は、どなたでも、必要な支援を受けることができます。

ただし、以下のような場合は、木津川市での生活保護の対象とならないことがあります。詳しくは、くらしサポート課にお問い合わせください。

・木津川市内の病院に入院をしている方や、木津川市内の施設に入所している方が、新たに生活保護の申請をする場合

※元々居住していた市区町村が、生活保護の実施機関になる場合があります。

・現在、既に他の市区町村で生活保護を受けている場合

※重複して生活保護を受けることはできません。生活保護受給中に木津川市へ転入する場合、事前に現在の担当ケースワーカーにご相談ください。

・暴力団対策法に規定する暴力団員が生活保護の申請をした場合

※原則として、暴力団からの脱退が確認できない限り、生活保護を受けることができません。また、暴力団員であることが生活保護決定後に判明したときは、生活保護を廃止する場合があります。

※外国籍の方は生活保護法に基づく保護を受けることはできませんが、審査により困窮していることが認められる場合は、生活保護法に準じた内容で保護を受けることができます。なお、その場合の手続きは、生活保護の申請と同様になります。

Q 2. 土地や家、車などを持っていると生活保護は申請できないの
ですか。

A 2.

申請時点で不動産や自動車などの資産を保有している場合であって
も、生活に困窮している場合は生活保護の申請をすることができます。

ただし、生活保護は、利用可能なあらゆる資産を最低限度の生活の維持
のために活用することが要件とされており、保有が認められない資産に
ついては、生活保護開始後に売却などの処分を指導する場合があります。
処分による活用等の対象となりうる資産は、次のとおりです。

- ・預貯金及び手持金
- ・不動産（宅地、田畑、山林、家屋など）
- ・自営業のための事業用品
- ・自動車、オートバイ、原付
- ・生命保険、医療保険、学資保険
- ・有価証券（株券、小切手、債券、商品券など）
- ・貴金属、その他、処分価値の高いもの

※ 居住中の家屋や通勤用自動車など、保有を認められる場合も
ありますので、詳しくは、くらしサポート課にお問い合わせください。



Q 3. 生活費については年金で何とかやり繰りできていますが、医療費の支払いだけ困っています。その場合、医療費に対する支援のみの生活保護を受けることはできますか。

A 3.

生活保護は国の定める最低生活費に基づき、生活全体を見た上で要否判定を行います。そのため、収入が医療費を含めた最低生活費に満たない場合は、生活保護の対象となります。

Q 4. 多重債務を抱えています。生活保護を申請することはできますか。

A 4.

負債があっても、生活保護の申請をすることができます。

しかし、生活保護費を負債の返済に充てることは認められないため、生活保護決定後は法律相談等による債務整理をすすめ、生活の立て直しができるように支援します。

ただし、以下の負債が残っている場合は、生活保護の申請が却下されることがありますので、詳しくは、くらしサポート課にご相談ください。

- ・公的年金を担保とした貸付を利用している場合
- ・住宅ローンが残った持ち家を所有している場合

Q 5. 生活保護が決定した場合、生活保護費はいくら支給されますか。

A 5.

生活保護費の支給額は、家族の人数や年齢、世帯収入など各世帯の現状に応じて算定されるため、世帯ごとに金額が異なります。試算を希望される場合は、くらしサポート課にお問い合わせください。

2 生活保護受給中について

Q 6. 生活保護受給中に様々な届け出が必要になると聞きましたが、
どのような場合に届け出をする必要がありますか。

A 6.

主に次のような場合、速やかに届け出てください。

なお、これらの届け出が正しくされなかった場合、本来支給される
はずの生活保護費が正しく支給されないことや、多く受け取り過ぎた
生活保護費を返還いただくことがあります。

【収入】世帯の収入増、収入減などがあったとき

【就労】就職、開業、転職、退職などがあったとき

【入院等】入院、転院、退院などがあったとき

【住居】転居、現居宅の家賃・地代の変更などがあったとき

【世帯】世帯の人数の変動（世帯員の転入、転出、結婚、
出産、死亡など）があったとき

【進学】高等学校、大学、専門学校などへの進学を希望するとき

【健康保険】就労先または親族の被扶養者としての被用者保険
（社会保険）の資格取得・資格喪失があったとき

【事故等】交通事故や暴力行為などの被害に遭遇したとき

【不在等】長期間不在（帰省、海外渡航など）となる時

【その他】世帯や世帯員の状況に変化があったとき



Q 7. ^{いま} ^{しはら} ^{ぜいきん} ^{せいかつ ほ} ^ご ^{けつてい} ^{ばあい}
今まで支払っていた税金などは、生活保護が決定した場合、どう
なりますか。

A 7.

^{じゅうみんぜい} ^{し ふみんぜい} ^{こていしきんぜい} ^{きょじゅう} ^{たくちおよ} ^{かおく}
住民税（市府民税）、固定資産税（居住にかかる宅地及び家屋の
^{せいかつ ほ} ^ご ^{せたい} ^{しよぞく} ^{ひと} ^{もちぶん} ^{かぎ} ^{ほいくりょう} ^{ほう} ^か ^{ごじどう}
うち、生活保護世帯に所属する人の持分に限る）、保育料、放課後児童
^{りようりょう} ^{エヌエイチケイほうそうじゅしんりょう} ^{げんめん} ^{ゆうよ} ^う
クラブ利用料、NHK放送受信料などについて、減免・猶予が受
^{ばあい} ^{しはら} ^{かた} ^{こんご} ^{しはらい}
けられる場合がありますので、これらを支払っていた方（今後も支払
^{ひつよう} ^{かた} ^{たんとう} ^{そうだん}
が必要な方）は担当ケースワーカーにご相談ください。



Q 8. ^{しんこく} ^{ひつよう} ^{しゅうにゆう}
申告が必要な収入とは、どのようなものですか。

A 8.

^{しんこく} ^{ひつよう} ^{しゅうにゆう} ^{せたい} ^{はい} ^{きんせんとうぜんばん} ^{おも} ^い ^か
申告が必要になる収入は世帯に入る金銭等全般となり、主に以下の
^あ
ようなものが挙げられます。

^{しゅうろう} ^{しゅうにゆう} ^{きゅうよ} ^{しょうよしゅうにゆう} ^{じえいしゅうにゆう} ^{のうぎょうしゅうにゆう}
【就労による収入】給与・賞与収入、自営収入、農業収入など

^{ねんきん} ^{かくしゅてあてきん} ^{かくしゅねんきん} ^{じどうてあて} ^{じどうふようてあて}
【年金や各種手当金】各種年金、児童手当、児童扶養手当、
^{とくべつじどうふようてあて} ^{しょうがいしゃとくべつてあて}
特別児童扶養手当、障害者特別手当など

^{しょうびょうてあてきん} ^{しょうびょうてあてきん} ^{こようほけん} ^{しつぎょうほけんきゅうふきん}
【傷病手当金など】傷病手当金、雇用保険による失業保険給付金
^{しゅうろうちゅう} ^{じこ} ^{ろうさいほけんきん}
就労中の事故にかかる労災保険金など

^{しおく} ^{かりいれきん} ^{しおく} ^{きんせん} ^{しゅしよくなど} ^{よういくひ} ^{しゃっきん}
【仕送り・借入金】仕送り（金銭のほか主食等）や養育費、借金など

^{せいめいほけんかんれん} ^{せいめいほけんとう} ^{きゅうふきん} ^{かいやくへんれいきん} ^{わりもとしきん}
【生命保険関連】生命保険等の給付金、解約返戻金、割戻金など

^{ざいさん} ^{しゅうにゆう} ^{ふどうさん} ^{ちんりょう} ^{しさんばいきゃくえき}
【財産による収入】不動産の賃料や資産売却益など

Q 9. 収入申告は世帯主のみがすればいいのですか。得た収入分、生活保護費が減るのですか。

A 9.

収入申告は世帯主のみではなく、原則として世帯員全員について必要です。なお、就労収入には収入額に応じた基礎控除があるほか、交通費や社会保険料などの実費を必要経費として控除したうえで収入認定され、生活保護費を算出します。

Q 10. 高校生のアルバイト収入についても、成人の場合と同様に収入認定されるのですか。

A 10.

高校生の場合、未成年者控除が適用されるほか、進学にかかる入学金や運転免許取得にかかる教習所費用、修学旅行の参加費用などに充てる部分を手元に残すことができる場合がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

● 収入申告書の提出時期 ● ※明細などを添付して提出してください。

・就労収入がある方……毎月

・年金や各種手当金を受けている方……新たに受給したとき

金額に変更があったとき

・臨時収入が入ったとき……随時

※現在未就労で、福祉事務所から就労可能であると判断されている方については、毎月求職活動状況の報告及び収入申告書の提出をお願いします。

▼年金や各種手当金の金額に変動のない方や、収入がなく就労も見込まれないと福祉事務所が認定している方であっても、少なくとも年1回は収入申告書を提出してください。

Q11. 消費者金融や知人からの借入金も収入になるのですか。

A11.

生活保護受給中は、福祉事務所に事前に承認した貸付金※を除く借入（知人や消費者金融などからの借金）を利用することは認められません。また、認められない借入を利用した場合、当該借入金も収入として認定されることがあります。

※高等学校などへの就学費用で収入認定を除外されたものや、不動産担保型生活資金貸付制度を利用したもの など

Q12. 生活保護受給中に仕事が決まった場合、すぐに生活保護は廃止になるのですか。

A12.

生活保護受給中に仕事を始められた場合、医療費や介護費を含めた最低生活費を就労による収入などで維持できるようになったと認められたときに、生活保護を停止し、その就労が安定していると認められた時点で、生活保護の廃止を検討します。

※就労決定後、早急に生活保護からの脱却を希望される場合は、別途対応を検討します。

また、就労収入を取得するようになった、あるいは就労収入が増加したことにより生活保護から脱却した世帯には、一時金（就労自立給付金）が支払われる場合があります。

★就労支援が必要な方は……

くらしサポート課には就労支援員がいます。ハローワークなどと連携し、就労支援をおこないます。お気軽にご相談ください。

Q13. ^こ子どもが^{こうこうそつぎょうご}高校卒業後に^{だいがくしんがく}大学進学を^{きぼう}希望していますが、^{しんがく}進学に必要な^{ひよう}費用は^{せいかつほごひ}生活保護費で^で出ますか。

A13.

^{せいかつほご}生活保護の^{せいど}制度には、^{こうこうそつぎょうご}高校卒業後の^{しんがく}進学に対する^{たい}直接の^{ちよくせつ}支援が^{しえん}ないため、^{にほんがくせいしえんきこう}日本学生支援機構の^{しょうがくきん}奨学金や^{ほか}他の^{こうてき}公的な^{かしつけ}貸付を利用して^{りよう}学費^{がくひ}の^く組み立てが^たできないか^{けんとう}検討することになります。

※なお、^{せいかつほご}生活保護^{せたい}世帯の^こ子どもが^{こうこうそつぎょうご}高校卒業後に^{だいがく}大学や^{せんもんがっこう}専門学校などへ^{しんがく}進学する場合、^{ばあい}進学^{しんがくじゅんび}準備にかかると^{いちじきん}一時金(進学準備給付金)を受給できま^{じゆきゆう}すが、^{せいかつほご}生活保護の^{せいどじょう}制度上、^{ざいがくちゆう}在学中は^{せたい}世帯から^{ぶんり}分離する^{かたち}形になり、^{せいかつほごひ}生活保護費の^{しきゆうたいしyou}支給対象から^{はず}外れます。そのため、^{ざいがくちゆう}在学中の^{せいかつひ}生活費を^{しょうがくきん}奨学金や^{だい}アルバイト代などで^{まかな}賄う^{ひつよう}必要があります。



Q14. ^{ほうもん}訪問に^こ来られたり、^{しさん}資産を^{しら}調べられたり、^{たんとう}担当ケースワーカーに^{ひみつ}秘密を^し知られるのは^{ふあん}不安です。秘密は^{ひみつ}守られる^{まも}るのですか。

A14.

ケースワーカーは^{ししよくいん}市職員ですので、^{ちほうこうむいんほう}地方公務員法で^{しゅひぎむ}守秘義務が^か課せられており、^{しよくむじようし}職務上^{ひみつ}知りえた^も秘密を^{ぜったい}漏らすことは絶対にありませんので、^{あんしん}ご安心ください。

Q15. 生活保護受給中に指導・指示をされることがあると聞きました
が、どのようなときにされるのでしょうか。

A15.

主に、次のような場合に指導・指示を行うことがあります。

• 働ける能力があるのに働こうとしないときや、能力や健康状態から見て明らかに就労収入が少ないと判断されるとき

• 病気療養を必要とするにもかかわらず、療養しようとしなないとき

(医療機関を受診しない、医師の指示に従わない、過度の飲酒を続けるなど)

• 生活保護費の浪費、家賃や光熱水費、学校の諸費用を滞納するなどして、生活に支障が出ていると認められるとき

• 保有を認められない資産や活用できる資産があるにもかかわらず、処分または活用をしないとき

• 現在居住しているアパートなどが生活保護の家賃基準を超えており、基準額以内家賃の居宅へ転居を行う必要があると福祉事務所が判断したとき

• 福祉事務所の調査や、家庭訪問に協力しないとき

※なお、正当な理由がなく指導・指示に従わないときは、生活保護が停止または廃止となる場合があります。



3 いりょう かいご 医療・介護について

Q16. つういん とうつうひ せいかつほごひ で 通院にかかる交通費は生活保護費で出ますか。

A16.

つぎ ばあい つういん とうつうひ しきゅう ばあい
次のような場合は、通院にかかる交通費を支給できる場合があります。
たんとく そうだん
すので、担当ケースワーカーにご相談ください。

- つういん でんしゃ ひつよう ばあい
・通院に電車やバスが必要となる場合
- しょうびよう しょうがい つういん ひつよう ばあい
・傷病や障害のため、タクシーでの通院が必要となる場合
- ふくしじむしょ しじ けんしんめいれい いりょうきかん じゅしん ばあい
・福祉事務所からの指示（検診命令）により、医療機関を受診する場合

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう きょじゅうち きんりん いりょうきかん じゅしん げんそく
生活保護受給中は居住地の近隣にある医療機関の受診が原則ですが、
いりょうきかん しょうかい ばあい しょうびよう たいおう せんもん いりょうきかん
医療機関からの紹介があった場合や、傷病に対応できる専門の医療機関
きんりん ばあい えんぽう いりょうきかん じゅしん みと
が近隣にない場合などは遠方の医療機関への受診が認められることがあり
ますので、たんとく そうだん
担当ケースワーカーにご相談ください。

ひと びょうき ふくすう いりょうきかん じゅしん ひか
なお、一つの病気で複数の医療機関を受診することは控えてください。



Q17. いし さくせい しじ 医師からコルセットを作成するよう指示がありましたが、
ひょう
その費用はどのようになりますか。

A17.

そうぐ ぎし めがね いし しじ さくせい ばあい せいかつ
装具や義肢、眼鏡などを医師からの指示により作成する場合、生活
ほ ご ひ こうにゅう たんとく
保護費により購入できることがありますので、担当ケースワーカー
そうだん
にご相談ください。

Q18. 生活保護の医療扶助を利用して整骨院を受診することはできますか。

A18.

施術（柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ）については、必要最小限度のものに限り、受診が認められる場合があります。なお、緊急性のない場合など、施術内容によっては医師同意が必要となりますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。



Q19. 介護サービスを利用したいのですが、生活保護受給中に自己負担金は発生しますか。

A19.

65歳以上の方で介護サービスが必要になる場合は、介護保険に基づく要介護度に応じた介護サービスにかかる自己負担額相当（デイサービスの食費などを除く）の支援を受けることができます。

新たに介護サービスの利用を希望される方は、相談機関におつなぎします。また、40歳以上65歳未満で、特定疾病に罹患されている方は、介護サービスが利用できる場合があります。サービスの利用を希望される場合は、担当ケースワーカーにご相談ください。

なお、世帯収入が多い場合は、一部自己負担金が発生することがあります。

きづがわしふくしじむしょ あんない
木津川市福祉事務所のご案内

れいわ ねん がつ にちげんざい
(令和2年3月1日現在)

しゃかいふくしか 社会福祉課 ☎0774-75-1211	しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ふくし かん 身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉に関すること。 みんせい じどういいん しゃかいふくしきょうぎかい かん 民生・児童委員、社会福祉協議会に関すること。 せんしょうびょうしゃ えんご かん 戦傷病者などの援護に関すること。 せいねんこうけん しょうがいしゃ かん 成年後見（障害者）に関すること。 じどうてあて とくべつじどうふようてあて かん 児童手当、特別児童扶養手当に関すること。
くらしサポート課 ☎0774-79-0307	せいかつこんきゅうしゃじりつしえん しゅうろうしえん じゅうきょかくほきゅうふきん 生活困窮者自立支援（就労支援など）、住居確保給付金、 ホームレスの自立支援に関すること。 せいかつほご こうりょびょうにん こうりょしぼうにん かん 生活保護、行旅病人、行旅死亡人に関すること。
こうれいかいごか 高齢介護課 ☎0774-75-1213	かいごほけん かいごにんていしんさかい ちいきほうかつしえん うんえい 介護保険、介護認定審査会、地域包括支援センターの運営に かん 関すること。 こうれいしゃざいたくふくし じんざい せいねんこうけん こうれいしゃ 高齢者在宅福祉、シルバー人材センター、成年後見（高齢者） かん に関すること。
けんこうすいしんか 健康推進課 ☎0774-75-1219	けんこうすいしんさく にんぶとどけで ほしてちょう こうふおよ にんぶけんこうしんさ 健康推進施策、妊婦届出、母子手帳の交付及び妊婦健康診査、 しょくひんえいせい よぼうせつしゅ かんせんしょうたいさく かん 食 品 衛 生、 予 防 接 種、 感 染 症 対 策 に関すること。 ほしおよ ふしかていならび かふ ふくし かん 母子及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 じどうぎやくたいさく じどうふようてあて かん 児童虐待対策、児童扶養手当に関すること。 いくじしえん たかていじどう かん 育児支援、その他家庭児童に関すること。

せいかつ ほご キューアンドエー
生活保護の Q & A

きづがわしふくしじむしょ か ほごがかり
木津川市福祉事務所 くらしサポート課 保護係

れいわ ねん がつ にちはっこう
令和2年3月1日発行